

議 案 名	富士見市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴う手数料の新設並びに建築基準法及び都市計画法施行規則の一部改正に伴い引用条項等を改めるため、富士見市手数料条例等の一部を改正するものです。</p>
制 定 内 容	<p>富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）</p> <p>(1) 別表39項に関して、都市計画法施行規則第60条第2項が新設されたことに伴う引用条項の改正。</p> <p>(2) 別表46項、56項に関して、建築基準法第85条第5項及び法第87条の3第5項の応急仮設建築物の存続期間の延長許可が新設されたため、項ずれが生じたことによる改正。</p> <p>(3) 別表62項、63項、64項、65項、68項に関して、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する認定基準に建築を伴わない場合が新設され、その審査手数料の新設と文言の改正。</p> <p>富士見市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年条例第33号）</p> <p>(4) 附則第3項に関して、経過措置の規定を条例施行日から1年後に削る改正。</p>
施 行 日	<p>(1)、(2) 公布の日</p> <p>(3) 令和4年10月1日</p> <p>(4) 令和5年2月20日</p>

富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係） 1～38（略）			別表（第2条関係） 1～38（略）		
39	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号） 第60条第1項 の規定に基づく都市計画法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	1件につき 6,000円	39	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号） 第60条 の規定に基づく都市計画法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付	1件につき 6,000円
40～45（略）			40～45（略）		
46	建築基準法 第85条第6項 の規定に基づく仮設建築物の建築許可	1件につき 120,000円	46	建築基準法 第85条第5項 の規定に基づく仮設建築物の建築許可	1件につき 120,000円
47～55（略）			47～55（略）		
56	建築基準法 第87条の3第6項 の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円	56	建築基準法 第87条の3第5項 の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	1件につき 120,000円
57～61（略）			57～61（略）		
62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から 第7項 までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は 長期優良住宅維持保全計画 の認定の申請に対する審査（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する		62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から 第3項 までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画_____の認定の申請に対する審査（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する	

<p>法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれらの写しが提出された場合の審査に限る。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 8,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 13,000円</p> <p><u>(ウ) 建築を伴わない場合</u> 1件につき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の床面積の合計をいう。63の項において同じ)が500平方メートル以内の共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。63の項において同じ。)</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 17,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 25,000円</p> <p><u>(ウ) 建築を伴わない場合</u> 1件につき 25,000円</p>		<p>法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。)又はこれらの写しが提出された場合の審査に限る。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 8,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 13,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 床面積の合計(申請に係る住戸を含む1の建築物の床面積の合計をいう。63の項において同じ)が500平方メートル以内の共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。63の項において同じ。)</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 17,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 25,000円</p> <p><u>(新設)</u></p>	
<p>63 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査(62の項及び64の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 57,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 85,000円</p> <p><u>(ウ) 建築を伴わない場合</u> 1件につき 85,000円</p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートル以内の共同住宅等</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 127,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 194,000円</p>		<p>63 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(62の項及び64の項に規定する審査を除く。)</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 57,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 85,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ 床面積の合計が500平方メートル以内の共同住宅等</p> <p>(ア) 新築の場合 1件につき 127,000円</p> <p>(イ) 増築又は改築の場合 1件につき 194,000円</p>	

	(ウ) 建築を伴わない場合	1件につき 194,000円		(新設)	(新設)
64	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。)</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>62の項又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>イ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の実施の申出を伴う場合</p>	<p>62の項又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>62の項又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円</p>	64	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(同法第6条第2項の規定による審査の申出を伴う審査に限る。)</p> <p>ア イ以外の場合</p> <p>62の項又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>イ 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の実施の申出を伴う場合</p>	<p>62の項又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額</p> <p>62の項又は63の項に定める額に、当該申出に係る床面積等に応じて、それぞれ40の項に定める額を加算した額に、次に定める額を更に加算した額</p> <p>(1) (2)以外のもの 174,600円</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第1項第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの 120,700円</p>
65	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査(66の項に規定する審査を除く。)</p>	<p>62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>	65	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(66の項に規定する審査を除く。)</p>	<p>62の項又は63の項に定める額に2分の1を乗じて得た額</p>

66～67 (略)

68	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認に対する審査	1件につき 2,200円
----	---	--------------

69～87 (略)

66～67 (略)

68	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画_____の認定を受けた者の地位の承継の承認に対する審査	1件につき 2,200円
----	--	--------------

69～87 (略)

富士見市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年条例第33号）新旧対照表

新	旧
<p>本則（略） 附則 1・2（略） <u>（削除）</u></p>	<p>本則（略） 附則 1・2（略） <u>3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の富士見市手数料条例別表 61 の項から 66 の項までの規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正前の富士見市手数料条例別表 61 の項中「13,000 円（当該共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、13,000 円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）」とあるのは「13,000 円」と、「21,000 円（当該共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に複数の住戸の申請がされた場合のそれぞれの申請に係る手数料は、21,000 円を当該住戸の合計数で除して得た額。ただし、その額に 100 円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。）」とあるのは「21,000 円」とする。</u></p>